

議員発第 21 号

茨木市議会会議条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月18日提出

提出者 茨木市議会議員

岩 本 守

西 本 睦 子

永 田 真 樹

大 嶺 さ や か

下 野 巖

岡 本 壱 郎

坂 口 康 博

茨木市議会議長

長 谷 川 浩 様

茨木市条例第 号

茨木市議会会議条例の一部を改正する条例

茨木市議会会議条例（平成15年茨木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第2項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和7年1月31日から施行する。